

博士論文

イギリスの財政政策 1979-83

サッチャー政権における公的支出・税制・地方財政

安永雅

要約

<論文の構成>

序章 サッチャー政権と財政政策

第1章 公的支出の抑制：経済政策の中核としての PSBR 削減

第2章 所得減税 1979-80：サプライサイド減税と低所得者減税

第3章 間接税の増税：付加価値税と個別物品税をめぐる議論

第4章 地方財政の転換：公的支出削減のしわ寄せと補助金改革

終章 サッチャー政権第一期の財政政策と財政史・サッチャリズム

<各章の要約>

本論文は、サッチャー政権第一期（1979-83 年）における財政政策を包括的に分析している。財務省（HM Treasury）や内閣府（Cabinet Office）など官公庁の未公開文書、保守、労働両党のアーカイヴ文書、マーガレット・サッチャーとジェフリー・ハウの個人文書といった史料を検討することにより、財政について政権内部でどのような議論がなされ、何を目的として財政運営が行われたかを明らかにする。サッチャー政権をめぐってはイギリス内外で論争が絶えず、特に財政政策は、政権のイデオロギーが明瞭に表現された領域としてしばしば批判の対象となってきた。本論文は、財政政策の実像を詳細に分析することで、イデオロギーの検討に傾きがちな既存の議論に対し、政策史の視点から新たな光を当てるとともに、新自由主義の影響下にあるとされる現代の財政についても、これまでとは異なる視点を提示することを試みる。

序章 サッチャー政権と財政政策

サッチャー政権、特にその第一期における最も顕著な特徴の一つは、政府による表向きの説明と、政策実行の実績との間の巨大な乖離である。1979年5月の総選挙で勝利した際、サッチャーやハウを含め、保守党政府はこれが「新たな始まり」であることを強調した。つまり、この政権こそが1970年代までの様々な問題に終止符を打つ、というわけである。しかし実際には、1983年の総選挙まで経済状況は極めて悪化していき、サッチャー政権はインフレーション、失業率、労使紛争といった問題に対処せざるを得ず、政府の支持率も極めて低かった。

これらをどう理解するか、すなわち、サッチャー政権の成果をどのように評価するのかについては、時には感情的な議論を伴いながら多くのことが論じられてきた。しかし、政府の表向きの目標と実際の政策運営との乖離の実態ともいうべき、政策形成の過程についての分析は、これまで手薄であったといえる。そのため、本論文は政府によるレトリックや指標に現れる実績といったものとは距離を置き、政府の内部でどのように政策が形成されていったかを、特に財政について分析する。

そのためにまず、既存の研究について概観する。サッチャリズム関する、あるいは新自由主義に関する文献は膨大な数にのぼるが、それらをまとめる際にはいくつかの対立軸が設定できる。一つ目は、党派的な対立軸である。1990年代にサッチャー含め主要閣僚が自伝本や回顧録を出版したが、これらは専ら当事者による政権擁護の議論であった。それと同時に、左派や、保守党内でサッチャー派とは距離を置いた「ウェット」の面々による出版物は、サッチャー政権を手厳しく批判している。

二つ目は、サッチャー政権の誕生を、歴史の分岐点とみなすか、連続したトレンドの中の一つの出来事とみなすか、という対立軸である。スチュアート・ホールに代表される左派は、1980年代初頭に「サッチャリズム」の新規性についての議論を展開しており、加えて、政治学における「戦後コンセンサス」の崩壊をめぐる議論も、サッチャー政権の歴史的特異性を強調していた。一方で、ヒース保守党政権との関係を検討する研究群は、サッチャー政権における保守党の伝統という連続性を重視する傾向にあるといえる。

さらに三つ目の対立軸として、サッチャー政権の検討に政策からアプローチするのか、あるいは、そのイデオロギーやレトリックからアプローチするのかという軸がある。主に経済ジャーナリストたちによるサッチャー論は、政府の経済政策からその特徴を掴もうと

するのに対して、思想史研究者は、サッチャリズムと保守主義、「新自由主義者」の経済学者やシンクタンクの思想的影響力、といった点で議論を深めてきた。

こういった主として 2010 年以前の多くの議論とは異なる研究群として、アーカイヴ史料に基づく政策史研究の潮流がある。利用可能な一次史料が増えたことを背景に、野党時代の保守党内部の議論、保守党の学者やシンクタンクとのやりとり、官僚と政治家の政策形成過程への関与など、サッチャー政権の政権運営内部を明らかにする研究が増加した。

本論文は、アーカイヴ史料に基づく財政史研究であるという点で、この 2010 年代以降の政策史研究の中に位置付けられる。しかし、二つの観点で既存の研究とは異なる。一つは、政策史研究が長期的な推移を重視するために、後景に退いてしまったサッチャー政権の特殊性という論点を、再び強調する。もう一つは、財政史を単なる政策史の一分野としてではなく、20 世紀に支配的であった財政思想についての批判として検討する。

サッチャー政権の特殊性という点で、本論文は 1979 年から 1983 年までを集中的に検討する。つまり、政治状況・経済状況が極めて悪い状況の中で、それ以前の政権が作ってきた制度的特徴をどのように活かそうとしたか、あるいは、変えようとしたか、がここでの論点となる。財政政策への批判という点では、これまで、ニュー・リベラリズム、フェビアン主義、ケインズ主義といった、財政の拡大を主張する思想潮流、マネタリズムによる財政縮小の思想のどちらも、総体としての財政規模に主眼があった。サッチャー政権は、財政の規模を縮小させようとしたが、それは必然的に、財政の「中身」の改革に取り組まなければいけないものであった。つまり、サッチャー政権における財政政策の形成過程を検討することは、財政を構成する各要素、具体的には公的支出、税制、地方財政を、改革する必要に迫られた政権がどのように政策運営を行おうとしたか、を分析することに他ならない。

そのため、本論文は全体を貫く方法として、制度それ自体の展開（縦の関係）と制度間関係（横の関係）という軸を設定している。各章で公的支出、直接税、間接税、地方財政のそれぞれの制度的展開と改革の議論を扱うとともに、全体でそれらの相互関係にも意識して検討を行う。

第1章 公的支出の抑制：経済政策の中核としての PSBR 削減

本章では、1979 年から 1983 年までの歳出決定の過程を分析する。まず、1979 年へ至る前史として、戦後の歳出予算編成の過程を概観する。アトリー労働党政権誕生以降、公的支出の規模は平時でも増加傾向にあった。それに対し、1950 年代末頃から公的支出をコントロールするための様々な方法についての議論が、議会や政府の内部ですすんだ。その結果、1961 年に公表されたプラウデン委員会報告書の提案が中心となり、Public Expenditure Survey Committee (PESC) システムの整備がすすんだ。この制度のもとでは、政府は毎年、向こう 4~5 年の歳出計画を立てることで、公的支出がコントロールされるはずであった。

しかし、1960 年代、70 年代を通して、公的支出は予想外の増加傾向にあった。PESC システム自体の不備に加え、政府の目標として経済成長促進が歳出統制に優先した。そのため、1970 年代後半には、政府支出の増加のコントロールが効かなくなっているのではないかという懸念が、学术界、メディアなどで盛んに議論された。

1979 年からのサッチャー政権は、興味深いことに、こういった歴史的展開からは隔絶された形で、独自に歳出統制を試みた。掲げられた経済政策の根本的課題は、インフレーションを抑えるためにマネーサプライ (£M3) をコントロールすることであり、そのために公的部門借入必要額 (PSBR) (≡財政赤字) を削減する必要があった。加えて、PSBR は増税によっても削減できるが、直接税の減税がもう一つの重要課題であったために、必然的に歳出削減が経済政策の中核となった。

このフレームワークの下、公的支出の抑制が図られていく。図 1—2 は、その過程の一例を示したものである。PESC システムでは数年間分の歳出計画が毎年更新されていくため、サッチャー政権においても、歳出計画は以前の計画からどれだけの増額もしくは減額を行うかというのが課題であった。図 1-2 は 1980/81 (1980 年度) の歳出計画についての決定過程であるが、このように、支出プログラム (具体的には、各省の大臣) ごとに、閣僚会議における議論において計画が策定される。

蔵相ハウは、頻繁に上記のような政府の経済政策のフレームワークを強調し、歳出総額を抑えることを閣議において主張したが、1979 年から 1981 年まで、政府は歳出抑制に失敗し続けた。各大臣は、経済政策のフレームワークに同意していたとしても、自省の予算を守ることが主任務であり、ハウ (つまり財務省) が設定したターゲットを満たすことは困難であった。加えて、第二次オイルショックの直撃は、サッチャー政権の財政運営を極めて難しくし、インフレーションの高進そのものが公的支出の増加圧力となり、景気後退

による失業増加と国有産業の経営悪化によっていくつかの支出プログラムは増額が必要になった。

本章は年度ごとの閣僚会議の過程を検討することで、公的支出の削減ターゲットがどのように選択され、ハウら財務省大臣たち（Treasury ministers）と、各省の大臣がどのように最終的な歳出計画の決定に至ったかを分析している。その結果、ターゲットは常に総額の抑制にあり、各プログラムは例外なく削減の対象となったことが明らかとなる。つまり、「福祉国家の解体」といった積極的な理念が議論されることは全くなく、マニフェストで規模維持を掲げた防衛、秩序維持（警察）の分野ですら大幅な削減が意図された。そして、その意図が達成されず、総額がコントロールできなかったことが、次章以降で検討する、税制と地方財政の制度変更を著しく制約することとなった。

表 1—2. 削減額の決定過程（1980/81 の計画について）

Cmnd. 7439 における 1980/81 計画からの変化量

支出カテゴリー		£ million (1979 Survey Price)			
		財務事務次官案 6-Jul-79	各大臣案 17-Jul-79	MISC 11 の結果 17-Jul-79	閣議の結果 19-Jul-79
防衛	Defence	-300	13	-115	-115
外務・英連邦省 (ODA)	FCO(ODA)	-132	-107	-115	-115
外務・英連邦省 (その他)	FCO(other)	-28	-13	-13	-13
EEC 予算	EEC Budget	236	236	236	-
農業、水産、その他	MAFF/IBAP/DAFS/WOAD	-43	-37	-43	-43
森林	Forestry Commission	-5	-5	-5	-5
産業	Industry	-187	-187	-187	-187
貿易	Trade	-20	-12	-17	-17
輸出信用保証局	ECGD	170	170	170	170
雇用	Employment	-513	-513	-513	-513
エネルギー	Energy	-24	-7	-7	-7
運輸	Transport	-305	-250	-250	-250
環境省 (住宅)	DoE(housing)	-1264	-621	-1264	-1000
環境省 (国有施設)	DoE(PSA)	-54	-54	-54	-54
環境省 (その他)	DoE(other)	-285	-212	-285	-225
内務省	Home Office	10	25	24	24
大法官省	Lord Chancellor's Department	-4	-4	-4	-4
教育・科学	Education and Science	-860	-517	-547	-
芸術・図書館	Arts and Libraries	-33	-23	-28	-28
保健社会サービス省 (保健)	DHSS(health)	-85	-85	-85	-85
保健社会サービス省 (対人サービス)	DHSS(personal social services)	-118	-118	-118	-118
保健社会サービス省 (社会保障)	DHSS(social security)	-253	-242 to 257	-227	-222
印刷庁	HMSO	-10	-10	-10	-10

出所：TNA, CAB 129/206, 'C(79)26'; CAB 129/207, 'C(79)31; CAB 128/66, 'CC(79)10'.

第2章 所得減税 1979-80：サプライサイド減税と低所得者減税

本章は、1979年総選挙における保守党のマニフェストのアピールポイントでもあり、サッチャー政権のイデオロギー性をあらわしたものとされる、所得減税の過程を検討する。まず、1979年予算と1980年予算で行われた所得減税が実際はどのようなものであったかを概観する。1979年予算では、所得税率の最高税率が83%から60%に引き下げられた点が最も有名であるが、実際には、33%から30%への基礎税率の引き下げの方が税収インパクトとしては大きく（最高税率の変更が£662mの減収に対し、基礎税率の引き下げは£1,395mの減収）、さらに、各種所得控除額の引き上げが最も影響の大きかったものであった（£1,845mの減収）。つまり、所得減税の大部分は低所得者への減税として行われた。1980年予算では、税率の変更はなく所得控除が引き上げられたため、この傾向はさらに顕著となった。そのため、サッチャー政権第一期の所得減税は、なぜ低所得者への減税に集中したのか、という点が検討されなければならない。

まず、野党時代の保守党の租税政策プランについて検討する。党内の様々な政策グループ等で議論されていたのは、典型的なサプライサイド減税、つまり、経済活動に悪影響を与えている直接税、特に所得税を引き下げる、というものであった。加えて、これらは、労働党政権＝社会主義者への対抗、自由な社会のための減税、という形で様々なイデオロギー的正当化を伴った。しかし、1979年以降にこれらがそのまま実行されたかといえそうではない。

注目すべきは、1974年から1979年までの労働党政権下での所得税への変更である。政権獲得直後は再分配を掲げて大幅な所得増税を行ったが、経済状況の悪化から、すぐに大幅な所得増税は不可能となった。1977年頃から経済が回復すると、むしろ所得減税への要求が高まった。特に、「貧困の罌」に代表される、低所得者にとっての所得税の負担の高さについては労働党の議員や様々な利益団体からも多くの声が上がった。その結果、蔵相ヒーリーの1977年予算への修正条項、いわゆる「ルーカー・ワイズ修正条項」によって、所得税の所得控除に対しインデクセーションが導入されることとなった。1978年も、所得控除の引き上げによって所得減税がなされた。つまり、野党保守党がイデオロギー的減税論を議論していると同時に、実際の所得税には低所得者減税のパッケージが組み込まれていた。

1979年5月の総選挙後、ハウを中心とした財務省のチームは6月の予算演説に向けて急いで予算案を作成したが、その過程で最も議論されていたのは、減税の分配をどのように

するか、すなわち、所得控除の引き上げをどの程度行うかであった。内国歳入庁による様々な減税パッケージの比較検討なども行いながら、最終的に、保守党が当初用意していた所得税パッケージと比べて、所得控除の面で大幅な修正がなされたパッケージが 1979 年 6 月予算に盛り込まれた。

1980 年 3 月予算では、次第に不況に突入し、第 1 章で明らかにしたように歳出抑制の面で満足な成果が得られていなかったため、大幅な減税は不可能となった。その中でも、所得控除の物価スライドのみは続けられた。ここでも、減税の分配が低所得者へも配慮されたものとなり、ハウやサッチャーもその点をアピールした。1981 年はさらなる経済状況の悪化で減税が不可能となり、所得控除の物価スライドの停止（すなわち「ルーカー・ワイズ修正条項」からの乖離）がなされ、実質的な増税となった。

つまり、1979 年と 1980 年におけるサッチャー政権下での所得減税は、野党時代に用意された（主として高所得者をターゲットにした）減税のパッケージと、労働党政権下でなされていた低所得者向けの減税を両方組み込んだものとなった。これまで分析されてこなかった予算編成過程におけるハウらによる議論を検討することで、所得税自体の制度的要因が減税パッケージの選択に大きく影響を与えていたことが明らかとなった。

第 3 章 間接税の増税：付加価値税と個別物品税をめぐる議論

本章では、租税政策のもう一つの柱であった、間接税の増税を扱う。1979 年予算では、付加価値税（VAT）の税率が標準税率 8%と付加税率 12.5%が、15%へと増税された。イギリスの VAT は、主な生活必需品にゼロ税率が適用されているため、VAT について一般的に言われる逆進性の問題は、この増税については提起されなかったが、代わりに、インフレーションを加速させたとして批判されてきた。しかし、保守党内における議論を検討することで、1979 年 VAT 増税は歴史的背景を持っていたものであることがわかる。

1973 年にイギリスに VAT が導入された際、ヒース保守党政権にとって重要な課題は、購入税（purchase tax）と選択的雇用税（selective employment tax）という、二つの複雑で不公平な税を廃止することであった。EEC 加盟の条件というのは副次的な要因であり、購入税と選択的雇用税を、VAT という優れた税で置き換えることが、政府にとってのアピールポイントであった。そのため、保守党にとってはシンプルな税という VAT の利点が重要であった。

労働党政権下で、VAT は複雑になる。ヒーリーはインフレーションへの対処として VAT 税率の変更を利用し、ガソリンへの高税率（25%）の適用を皮切りに、複数税率化を推進した。税収源としての役割よりも経済活動への介入が、労働党政権にとっての VAT 政策の背景にあった。当然、「影の蔵相」であったハウ含め、保守党はこれを批判した。

保守党内では、税制に関する各ポリシー・グループにおいて間接税も検討されたが、これは、間接税が税収源として重要であるという点と、VAT を再び簡素化させるという点の二つの形態をとった。前者は、1970 年代後半に PSBR の拡大が問題となっている中で保守党のアピールポイントであった所得税減税を実現させるためには、間接税での税収増が必要であるという判断であり、後者は、VAT 複数税率化による中小小売事業者への悪影響の排除を目指すものであった。特に後者は、保守党内の VAT タスクフォースの立ち上げにつながり、一刻も早い VAT の再単一税率化が目指された。

そのため、1979 年 6 月予算における VAT 税率の 15%への増税は、税収を上げるという目的と、単一税率にするという目的とが合わさってなされたものであった。ただし、それによる物価上昇というインパクトはサッチャーやハウらにとっても懸念点であり、増税の規模については様々な議論がなされた。

1980 年以降は、VAT に変更は加えられなかった。しかし、これまであまり指摘されてこなかった重要な事実として、個別物品税（excise duties）の 1980 年、1981 年における大幅な増税がある。これは VAT とは対照的に、党内での議論の蓄積はなく、専ら税収源として重視された政策である。第 1 章で明らかにされたように、1980 年以降は PSBR 削減の要請がさらに強まり、所得減税が不可能になったどころか（第 2 章）、増税の必要が生じた。ハウが目をつけたのは個別物品税である。

そもそも、インフレーション下では従価税である個別物品税の負担は自然と低下していくため、これまで、ビール、ワイン、蒸留酒、たばこ、ガソリンといった個別物品税の対象品目は相対的に軽課されてきた、というのがハウの主な正当化の議論である。ただし、歳出削減が思うように進まず、所得税での増税も可能な限り避けるためには、間接税が増税の対象となるのは当然であった。

予算編成においては、個別物品税の増税による物価上昇の影響（小売物価指数への上昇圧力）を最小限にすることが最重要の課題であった。サッチャーもこの点を特に懸念していたが、テクニカルな判断はハウに任せる必要があり、個別物品税の増税のパッケージは 1980 年、1981 年ともにハウら財務省大臣たちと財務官僚によって形成された。

VAT は党内の比較的長期の目標の実現、個別物品税は目下の財政状況への対応、という点で両者に違いはあったが、間接税として税収源の役割を非常に重視されていたという点では共通していた。増税の対象となったという意味では、間接税がサッチャー政権第一期の経済政策パッケージ（インフレーション抑制（すなわち、公的支出抑制を通して£M3 抑制）と直接税減税）を陰で支えていたといえる。

第4章 地方財政の転換：公的支出削減のしわ寄せと補助金改革

本章は、サッチャー政権第一期における地方財政改革、特に政府補助金の改革に焦点を絞って分析する。サッチャー政権と地方財政との関わりで言えば、1989 年以降のコミュニティ・チャージの導入が有名である。しかし、地方財政の構造変化という点では、第一期の補助金改革の方が遥かに影響は大きい。加えて、コミュニティ・チャージ導入の背景を理解する上でも、補助金の役割が重要となる。

地方財政が大きな政治的問題となったのは 1974 年である。主にインフレーションを原因として、各地方自治体がコスト増に対処するため唯一の地方税であるレイト（rates）を引き上げた。このレイト負担の急増から、レイト納税者（ratepayers）による抗議活動が多発し、労働党政権はこのレイト危機への対処を迫られた。ただし、実質的な制度変更は行われず、独立検討委員会が設置されたのみであった。

しかし、この独立委員会の報告書であるレイフィールド報告は、大きな社会的インパクトを持った。特に、報告書による地方所得税の導入勧告は、メディアからも注目を集め、多くの研究者がこれまでレイフィールド報告のこの点に注目している。1976 年に公表されたレイフィールド報告は、根本思想として地方自治の強化に傾いており、地方所得税を含め様々な提案は、1970 年代後半の経済状況に対処するので手一杯の労働党政権には真剣には受け取られなかった。

ただし、レイフィールド報告の影響は別のところにあった。翌 1977 年にレイフィールド報告への政府の公式応答として、緑書（1977 年緑書）が公表されたが、これは実質的には地方政策全般を所轄していた環境省による応答であった。1977 年緑書が強調したのは、ユニタリー・グラントの導入の重要性である。中央政府から各地方へと分配される、使途が限定されない補助金であったレイト支援補助金（RSG）をどのように改善するかが環境省にとっての重要テーマであった。つまり、レイフィールド報告は政府に直接の影響は与

えなかったが、これをきっかけとして環境省内で補助金改革案（ユニタリー・グラント）についての検討が始まった。

サッチャー政権は、前述の通り PSBR 削減を目標としていたが、政府支出を削減するための補助金の削減と、PSBR 自体の削減のために地方自治体の支出の抑制を同時に目指していた。そのため政府内では、当初は各自治体の支出にシーリングをかけて、中央政府が直接コントロールするという方法が検討されていた。しかし、これは実行不可能であり、他の案を考えざるを得なかったが、そこで出てきたのがユニタリー・グラントであった。環境省は、使い方によってはユニタリー・グラントが地方支出の抑制に効果的であるという形で、自省内で検討されていたこの案を、環境大臣であったマイケル・ヘーゼルタインを通して閣議に提起した。

様々な議論がありながらも、これは 1981 年に「ブロック・グラント」として導入された。この変更により、中央政府は各自治体への補助金の分配において、「望ましい」支出水準を設定でき、それを超える自治体に制裁を課すことができるようになった。確かに中央から地方への統制という点では、これまでの地方政治に関する研究が協調してきたように、サッチャー政権下での地方財政改革はイデオロギー的な地方民主主義の破壊という捉え方もできるが、上記のような導入過程を考えると、むしろ、公的支出の抑制という政府全体の目的のしわ寄せが地方財政へと行き、保守党内の知的リソースの欠如が環境省内に蓄積されていた政策案によって埋められた経過と捉えるべきであろう。

加えて、1970 年代に保守党がマニフェストに掲げながら、補助金改革の過程で手付かずとなっていたレイトの廃止という課題は、補助金改革後に再び問題となってくる。というのも、政府が補助金を通して地方自治体の支出への統制を強めたとしても、いくつかの自治体はレイトの大幅な増税によって支出増を図ることができた。そのため、レイトの企業負担分である非居住用レイトで負担増がみられ、イギリス産業連盟連盟のような団体から、この問題に対処するよう政府へと圧力がかけられた。

結果的に、レイトの改革が検討されるも具体案を作り上げることができず、妥協案として 1983 年にレイト・キャップが導入された。つまり、中央政府が地方のレイト増税に制限をかけることができるようになった。ここでのレイト改革の不十分さが、1980 年代以降の地方税改革の議論に影響を与え、コミュニティ・チャージ導入へとつながっていく。

このように、地方財政を単体として見れば、1974 年のレイト危機からレイフィールド報告と 1977 年緑書、サッチャー政権による中央統制、という流れが見られる。その中で

も、1981年に導入されたブロック・グラントの源流が、環境省内のユニタリー・グラントにあったという点は、これまで注目されてこなかった重要な点である。他方、サッチャー政権下の地方財政改革を財政制度全体に位置付けたとき、地方税制が政府の中心的な経済政策パッケージの影響を多分に受けていたことがわかる。ここでも歳出統制の不備が、地方への財政的締め付けとなって現れたのである。

終章 サッチャー政権第一期の財政政策と財政史・サッチャリズム

最後に終章において、本論文のまとめと、財政史への示唆、残された論点について議論している。まず、序章で設定したフレームワークに即してまとめると、「縦の関係」という点では、制度それぞれに歴史的展開があることが理解できる。つまり、公的支出抑制については、1970年代末までに歳出増が大きな問題となっていたが、1979年からのサッチャー政権は、マネタリズムに基づく独自の歳出削減の論理を展開したため、それまでの議論との連続ではなく、独自の方法での削減を試みた。しかし、経済状況の悪化と閣議での意思決定の難しさにより、実際の削減は困難であった。所得減税には、野党時代の保守党におけるサプライサイド減税の議論と、労働党政権下での所得控除引き上げを中心とした低所得者向けの減税が、1979年以降の所得減税においてミックスされた。間接税は、VATにてについては党内で比較的豊富な議論がなされ、1979年にそれが実行されたが、個別物品税は、毎年状況に応じてプラグマティックに増税がなされた。

これらを、「横の関係」でみると、まず、公的支出削減の失敗が全体的な制約となっていたことがわかる。削減ができなかったために所得減税は次第に不可能になっていき、同時に間接税での導入が必要となった。地方財政もこれに影響を受けた。加えて、間接税の増税は物価上昇の原因となり、さらなる歳出削減を必要とさせた。このように、公的支出、税制、地方財政はそれぞれが複雑に相互作用していた。

そのため、財政政策のある一つの要素のみを取り出しても、財政史研究としては極めて不十分であろう。サッチャー政権に限らず、政策担当者は、財政の各要素での変更を同時進行で行わなければいけないのであり、各制度自体の歴史的展開と、各制度間の相互作用との両方を組み込んだ分析が必要である。本論文はこの点において、既存の財政史研究、政策史研究に対して新たな視点を提示したと言える。

最後に本論文は、さらに発展させるべき論点として、政策決定における個人とシステムの問題、サッチャー政権第一期全体の評価の問題、イデオロギーと政策との関係の問題を取り上げ、簡単に論じた。